

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業所の皆様との連携・共存共栄進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先と共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a 企業間の連携

労務管理を軸としたM&Aや事業承継、労働環境に対する相談・助言、周知や支援をします。

b IT実装支援

サイバーセキュリティ対策のため、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格の「ISO 27001」を取得し、取引先様や組織が保有する情報資産を守るための仕組みやルールを定めています。

c 専門人材マッチング

税理士・弁護士・弁理士・産業医・顧問医等、専門人材を取引先の需要によって専門分野別に人材のマッチングを行っています。

d グリーン化の取り組み

- ・2028年のペーパーレス化を目標にした顧問先への周知活動をします。
- ・気候変動の影響が身近に感じられるようになった昨今、企業の在り方も変化し、環境に配慮しながら、持続可能な成長を目指すことが企業の新しい経営スタイルになると捉え、顧問先を対象に企業セミナーを行いました。(2025年10月22日東京都立産業貿易センター浜松町館)

e 健康経営に関する取組

健康な従業員は集中力や業務効率が高まり、組織全体の活性化につながります。また、労災リスクを低減にもつながると考え、顧問先へのストレスチェックの実施を促し相談窓口を当事務所にするなど顧問先と一緒に健康経営を推進しています。また所内では、長期勤続を念頭として、ライフスタイルと人生のフェーズによってさまざまな働き方を希望する職員に対し、柔軟性と多様性を持って取り組んでいます。

f BCP/事業継続に対する取組

事務所内では緊急時の指揮命令系統を明確にし、緊急連絡網を帰宅方面別に整備し、常に携帯するよう徹底しています。

顧問先への取り組みとしては、災害時等の人的リソースの寸断・安全配慮義務等の労務リスクを助言し、対応を促しています。

2、「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定方法の改善、代金の支払方法の改善型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業後振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

KS 経営労務コンサルタントオフィス

齋藤社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 所長 齋藤邦芳